

水戸市創業支援等事業計画

【創業支援等事業】

○水戸市

別表 1-1	ワンストップ相談窓口
内 容	市役所内（商工課）に創業支援のワンストップ窓口を設置。 国・県・市の支援施策や創業支援事業を実施している支援機関を把握し、各関係機関と連携し、創業時の課題に対応する。

別表 1-2	空き店舗対策事業													
内 容	<p>都市中枢ゾーン及び下市地区に出店する際、改装費の一部を補助する。 対象事業の供に要する店舗面積が 500 m²未満であること。 3か月以上空き店舗、店舗1階を使用、1週間に5日以上・1日に6時間以上営業など</p> <p>○補助額（補助率 1 / 2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">店舗面積</th> <th style="width: 30%;">開業時間</th> <th style="width: 40%;">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">～30 m²</td> <td>12 時以前</td> <td style="text-align: right;">500,000 円</td> </tr> <tr> <td>12 時より後</td> <td style="text-align: right;">300,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30～500 m²</td> <td>12 時以前</td> <td style="text-align: right;">1,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>12 時より後</td> <td style="text-align: right;">600,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	店舗面積	開業時間	上限額	～30 m ²	12 時以前	500,000 円	12 時より後	300,000 円	30～500 m ²	12 時以前	1,000,000 円	12 時より後	600,000 円
店舗面積	開業時間	上限額												
～30 m ²	12 時以前	500,000 円												
	12 時より後	300,000 円												
30～500 m ²	12 時以前	1,000,000 円												
	12 時より後	600,000 円												

別表 1-3	中心市街地店舗、事務所等開設促進事業												
内 容	<p>都市中枢ゾーンに出店する際、改装費及び償却資産の購入費用を補助する。 対象事業の供に要する店舗面積が 100 m²以上であること。 水戸市に住所を有する者を 1 人以上雇用すること。</p> <p>○補助額（補助率 1 / 3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">店舗面積</th> <th style="width: 30%;">上限額</th> <th style="width: 40%;">加算金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～200 m²未満</td> <td style="text-align: right;">2,000,000 円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水戸市民を 3 人以上雇用した場合、 + 1,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>～300 m²未満</td> <td style="text-align: right;">3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>～400 m²未満</td> <td style="text-align: right;">4,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>400 m²以上</td> <td style="text-align: right;">5,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	店舗面積	上限額	加算金	～200 m ² 未満	2,000,000 円	水戸市民を 3 人以上雇用した場合、 + 1,000,000 円	～300 m ² 未満	3,000,000 円	～400 m ² 未満	4,000,000 円	400 m ² 以上	5,000,000 円
店舗面積	上限額	加算金											
～200 m ² 未満	2,000,000 円	水戸市民を 3 人以上雇用した場合、 + 1,000,000 円											
～300 m ² 未満	3,000,000 円												
～400 m ² 未満	4,000,000 円												
400 m ² 以上	5,000,000 円												

○市商業・駐車場公社

別表 2-1	創業セミナー【特定】
内 容	1～3月に開催／全 16 コマ（1回 2 時間）程度の連続セミナー 「経営・財務・人材育成・販売方法等」について、中小企業診断士や行政書士等の専門家を講師に招き、講義を行う。

別表 2-2	ワンストップ相談窓口
内 容	週 1 回 コワーキングスペース水戸 wagtail 内に個別相談窓口を設置し、コンサルタント（中小企業診断士）による創業・経営相談等を実施する。

別表 2-3	コワーキングスペース
内 容	イノベーションコミュニティスペースや 3D プリンター、インターネット環境等を用意した共有オフィスを運営し、創業しやすい環境提供の支援を行う。 また、創業に関する各種セミナーを定期的で開催するなど、創業に関する知識やノウハウを提供する。

○水戸商工会議所

別表 2-4	創業セミナー【特定】
内 容	8～9月に開催／全6回（1回4時間）程度の連続セミナー 「経営・財務・人材育成・販売方法等」について、水戸市創業支援ネットワークの各支援機関や金融機関とも連携して実効性の高い支援を行う。

○中小企業診断士協会

別表 2-5	無料相談会【特定】
内 容	毎月 1～2 回程度 「経営・財務・人材育成・販売方法等」について、中小企業診断士が 1 時間程度の無料相談（ノウハウの提供）に応じる。希望者には、必要に応じ専門家を派遣してアドバイスするなどの支援を行う。

別表 2-6	創業セミナー【特定】
内 容	10～11月に開催／全5回（1回4時間）程度の連続セミナー 「経営・財務・人材育成・販売方法等」について、金融機関や創業経験者、中小企業診断士などを講師に招き、講義を行う。

別表 2-7	専門家派遣
内 容	1 件 3 回程度 依頼に応じて、中小企業診断士やセミナー講師、専門家等を派遣し、アドバイス等の支援を行う。必要に応じてフォローアップも実施。

○茨城県信用保証協会

別表 2-8	相談窓口【特定】
内 容	毎月 20 日程度 創業に関する相談、外部専門家の派遣等、相談者のレベルに応じて支援を行う。創業後についても、内容に応じて定期的にフォローアップを実施する。

○水戸信用金庫

別表 2-9	インキュベーション施設【特定】
内 容	周辺相場よりも賃料を低く設定し創業しやすい環境を整えたインキュベーション施設を運営し、水戸信用金庫職員（インキュベーションマネージャー）による支援を行う。施設退去後についても、事業進捗状況をフォローし、必要に応じ経営に係るアドバイス等を実施する。また、茨城大学への創業講座を実施する。

○日本政策金融公庫

別表 2-10	創業セミナー【特定】
内 容	年 1 回以上 「経営・財務・人材育成・販売方法等」について、管内民間金融機関と連携しながら講義を行う。受講・創業後も、事業の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて経営等に係るアドバイスを行う。

○常陽銀行

別表 2-11	ビジネスプランコンテスト・セミナー・相談会
内 容	事業計画策定セミナー・ビジネスコンテスト・個別相談会・創業相談窓口における定例的な相談を合わせ、「常陽新事業創出支援パッケージ『絆』」と位置付け事業を実施するほか、学術機関等との連携による研究者等に対する創業支援を強化する。

○茨城県女性起業家支援ネットワーク

別表 2-12	創業セミナー【特定】
内 容	9～2月に開催／全 12 コマ程度 市内で起業予定の女性及び起業後間もない女性起業家を対象に、「経営・財務・人材育成・販売方法等」についてのセミナーを実施し、スキルアップや相談等のサポートを行う。

【創業機運醸成事業】

○中小企業診断士協会

別表 3-1	起業家育成【特定】
内 容	毎月 4 回程度 金融機関や創業経験者、中小企業診断士等を講師に招き、茨城大学において、専門家の講義や起業家の体験談等の無料講義を実施する。

○日本政策金融公庫

別表 3-2	起業家育成
内 容	依頼に応じて、日本政策金融公庫職員が高校等を訪問し、収支計画書の作り方やビジネスプランの作成方法等のアドバイスを実施する。

【特定】＝ 特定創業支援等事業

- ・「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識が全て身に付く事業
- ・原則4回以上、1か月以上の期間をかけて指導する内容であること
- ・特定創業支援等事業を受けた者は、以下の支援が受けられる

特定創業支援等事業を受けた創業者への支援

- 会社設立の際の登録免許税が軽減となる（本来かかる金額の半分）。
（創業を行おうとする者、又は創業した日以後5年を経過していない個人が法人を設立する場合）
※水戸市内で会社を設立することが要件
- 創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例（無担保、第三者保証人なし）について、
6か月前から利用の対象となる。
- 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の自己資金要件について、充足したものとして利用可能。
（創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者）
- 日本政策金融公庫の「新規開業支援資金」の貸付利率について、引き下げの対象として利用可能。
- 「水戸市創業期支援補助金」の補助対象となる。（水戸市独自の制度）
（創業後5年以内、かつ、市内に事務所等を開設していること）

☆上記支援を受けるには、水戸市から証明書の発行を受ける必要がある。